2023年4月 医療法施行規則の 部改正に備えて!

医歯協

サイバーセキュリティ保険

(サイバーセキュリティ特約セット包括職業賠償責任保険)

IT化時代の診療所経営対策に

- 自社被害に留まる イバー攻撃にも備えられます!
- サイバー攻撃などのトラブル時に ご利用いただけるサポートデスクを ご用意しています。
- さらに、団体ならではのお得な保険料!

A1プランの場合 月額 3,030円 ※保険料は全額損金処理 できます。

WEB申込を受付中です!

PC: https://www.ishikyo.or.jp/cyber_web/



お申込は こちら

※WEB申込のご利用には WEB会員ログインが必要です。

保険期間(ご契約期間)

2023年9月1日 午後4時 ~ 2024年9月1日 午後4時

お申込締切日

2023年8月23日

中途加入も 随時受け付け

お申込締切日 毎月25日(申込月)

第1回 保険料引落日

2023年9月29日

第1回 保険料引落日 申込月の翌月末 ております

償 開 始 日 申込月の翌月1日午前0時

00

自動継続

前年と同じプランでご継続の場合、加入申込票の提出は不要です。 内容に変更がある場合、継続しない場合はお手続きが必要となります。

最終ページの加入申込票 兼 告知書でもお申込いただけます。

この文書はサイバーセキュリティ特約セット包括職業賠償責任保険の概要をご案内するものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。 ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

診療所のさまざまなトラブルが、「情報漏えい」に発展しないよう日頃の対策が重要です。

しかし、社員教育、管理徹底など、 いくら気を付けても 防ぎきれない場合があります。

オンライン 診療の セキュリティ 対策 カルテ等 センシティブ情報 の紛失、盗難 迷惑メール 開封

退職 従業員



公共乗物 忘れ物 診療所 ホームページ 乗っ取り

電子カルテ 院内管理の 操作ミス



そんな万が一の為に備えておきたい

医歯協ならでは! 便利でお得な制度

サイバー攻撃などのトラブル時に ご利用いただける<mark>緊急サポートデスクを</mark> ご用意しています。(ご加入のお客さま限定サービスです)

万が一サイバー攻撃を受け「パソコンの動作が不安定になった」など トラブルが発生した際には、専用デスクでサポートいたします。



マルウェア感染などの サイバー攻撃を受け、 事業活動がストップ



あいおいニッセイ同和損保 サイバーセキュリティ 緊急サポートへお電話





経験豊富なスタッフが、 リモートサポートにより、 いつでも復旧対応

24時間365日対応

トラブル事例

ウイルスに感染し パソコンの動作が 不安定になった! 添付ファイルを 開いたら身代金を 要求された! デスクトップに 身に覚えのない 請求画面が表示される!



「医歯協サイバーセキュリティ保険」

サイバー攻撃件数は急増しています!

日本国内のネットワークに向けられた サイバー攻撃関連通信の件数は、 2020年は2017年と比べて

約3倍と大きく増加しています。



患者情報の漏えいは高額賠償に!?

患者情報の漏えいは センシティブ情報なので

損害賠償請求の 訴訟リスクが高い



患者情報の 想定損害賠償額は センシティブ情報なので

一般的な情報より

高い



医歯協サイバーセキュリティ保険は、医師賠償責任保険では対象外の「情報の漏えい、またはそのおそれ」に特化した制度です。

充実プランはさらに、IT化時代に避けられないサイバー攻撃による 影響を想定した補償内容となっています。

医歯協サイバーセキュリティ保険の特長

患者さまの情報が万が一漏えいしてしまった時の損害賠償金、各種対策費用、喪失利益を補償する保険です。

情報漏えいの「おそれ」の段階から補償します!





カルテの紛失など情報漏えいが未確定の時点でもコンサルティングや事故調査の 費用を補償します。

たとえば

単なる紛失か、漏えいか、まだわからない・・・

約1万3000人の個人情報が入ったUSBメモリーが所在不明に。 個人情報漏えいのおそれを感じてコンサルタント会社に助言や調査を依頼した。 後日、メモリーは発見され、個人情報流出にはいたらずにすんだ。

漏えいのおそれを感じた時点で、東京医師歯科医師協同組合に文書によりご報告・ 届出いただければ補償の対象となりますので、漏えいにいたらなかった場合でも、



●コンサルティング費用 ●事故原因調査費用 など

個人情報の 漏えいにいたらず

漏えいのおそれ

調査費用やコンサルティング費用のお支払いが可能です。

「情報漏えいのおそれ」とは?

客観的な事実※によってその蓋然性が高いと判断できる、以下の様な状態が「情報漏えいのおそれ」に 該当します。

- ・鞄を紛失した ・PCが盗まれた ・サイバー攻撃を受け大量のデータが送られた通信ログがあった。
- ※「客観的な事実」とは?

個人情報の

「紛失や盗難について警察に届け出をした」「提携システム会社から、不自然と思われる大量のデータが送られ た通信ログ履歴が確認されたと報告があった」など、誰もがその事実を納得できる状況をいいます。

電子化された情報だけでなく、 カルテ等の紙データも補償します。







コンピュータ等で管理される医療情報(電子情報)だけでなく、

電子情報化されていないカルテ、問診票、レントゲン写真、心電図等の漏えいによる 法律上の損害賠償責任(人格権侵害等)や争訟費用(弁護士費用等)を補償します!

3





(ただし、ご契約時に情報漏えいの発生を知らなかった場合に限ります。)

先生ご自身の過失だけでなく、 従業員の故意による場合も補償の対象です。





従業員(派遣社員を含みます)の故意による場合であっても、対象となります! ※被保険者の故意は対象となりません。

保険料は全額損金処理できます。





ご加入者さまがお支払いいただきます保険料は全額損金算入が可能です。

個人情報に限らず企業顧客情報も補償します。 繋 霧





患者さまの個人情報に限らず、企業顧客の情報(連絡先、取引状況など)の 漏えいも対象となります!

自社被害に留まるサイバー攻撃にも備えられます。



情報漏えいが発生しない自社被害のみのサイバー攻撃も補償します。サイバー攻撃を受けて ホームページが改ざんされてしまい、情報漏えいは発生しなかったものの、原因調査費用が 発生した場合などが対象となります。

※サイバー攻撃によるIT事故(情報システムの所有・使用・管理また電子情報の提供に関する事故)、 対人・対物事故は充実プランのみ対応可能です。

充実プランでさらに

サイバー攻撃等の際の対応費用を手厚く補償。



情報システムの所有・使用・管理や電子情報の提供によって他人の業務を休止・ 阻害した場合の広告宣伝活動費用、コンサルティング費用や事故対応費用等を 補償します。



外部起因・内部起因の事故を幅広くカバー。

サイバー攻撃・ハッキング等による不正アクセスのみならず、診療所の過失による ものや、使用人等の犯罪リスクまで幅広くカバーします。



※情報の漏えいまたはそのおそれに該当する場合は、基本プランで対応可能です。

お手続きも非常に簡単です。





毎年の売上高の申告や複数の告知事項の申告は不要、 また二年目以降は自動継続で面倒な更新手続きも不要です。

詳しい補償内容

被保険者(補償の対象となる方)が下記の費用を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いします。

賠償 損害

基本プラン

充実プラン

充実プランなら

充実プランだけの 追加補償

対象となる事故(基本・充実プラン)

情報の漏えい またはそのおそれ ①

賠償損害・費用損害 共に対象

他人の情報の漏え いまたはそのおそれ について損害賠償請 求がなされた場合に 補償します。



お支払する保険金(基本・充実プラン)

■損害賠償金

法律上の損害賠償責任に基づく賠償金

■争訟費用

訴訟にかかった費用等

■権利保全行使費用

権利の保全および行使に必要な手続きをするためにかかった費用等



■訴訟対応費用

書類の作成など、訴訟に関する諸費用等

サイバー攻撃 ③

費用損害のみ対象

他人への被害発生または被害発生のおそれがない、自社被害 のみのサイバー攻撃を補償します。



お支払する費用保険金(基本・充実プラン)

事故対応費用

事故の対応のために 要した電話・ファクシミ リ・郵便等の通信費用 およびコールセンター 会社への委託費用等



事故原因•被害範囲調査費用

事故の原因の調査、 被害範囲の確定の ために要する調査 費用



広告宣伝活動費用

謝罪広告・会見等に 要した費用および事 故再発防止・危機管 理改善を行った旨 の宣伝・広告費用



再発防止費用

情報システムの損傷・情報 の消失、改ざん・損壊に対 する再発防止費用

(情報システムの廃棄および新規取得費用を除く)



法律相談費用

事故の対応の相談に関し タ て、法律事務所または弁護 孝 士に対して支払う費用



コンサルティング費用

外部にコンサルティングを 委託するために要した費用



品購入等の費用

見舞金・見舞品購入費用

謝罪のための見舞金・見



対象となる事故(充実プランのみ)

例えば、診療所ホームページ、 社内ネットワークの管理、 メール送信等に起因する 他人の業務の阻害等



フルカバー!

おすすめプラン

情報システムの所有・使用・管理または電子情報の提供に起因する下記の事故について補償します。

- ・他人の業務の阻害
- ・他人の電子情報の消失または損壊
- ・他人の人格権侵害または著作権侵害
- ・その他不測かつ突発的な事由による他人の損失

追加佣頂

| サイバー攻撃 ᠍に | | 起因する対人∙対物事故

サイバー攻撃に起因する他人の身体の障害または財物の滅失・損傷・汚損・紛失・盗難が発生した場合に補償します。

プラス

お支払する費用保険金(充実プランのみ)

クレジット情報モニタリング費用

他人のクレジット情報の漏えいまたはそのおそれがある場合、クレジット情報の不正使用を監視するために支出するモニタリング費用



被害拡大防止費用

ネットワークの切断および ネット炎上・風評被害等の拡 大防止のための費用



公的調査対応費用

行政機関等による公的調査に 対応するための費用



コンピュータシステム等復旧費用

「情報システムの損傷・情報の消失、改ざん・損壊に対する復旧 費用等



サイバー攻撃調査費用

サイバー攻撃の有無を判断するため、外部機関に依頼した調 査費用





1 情報の漏えいまたはそのおそれ

サイバー攻撃・不正アクセス、従業員の故意、盗難、紛失、メール・FAXの誤送信などによる他人の情報の漏えいまたはそのおそれが対象となります。情報とはマイナンバーなどの個人情報や企業情報のほか、これらに該当しない住所・氏名・年齢・信用情報・財務情報・クレジットカード番号・ID番号・メールアドレスなどの情報も含みます。情報の記憶媒体や所在地は問いません。

2 IT事故(ユーザー危険)

情報システムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に伴う、他人の業務の阻害・電子情報の消失または損壊・人格権侵害または著作権侵害、その他不測かつ突発的な事由による他人の損失をいいます。

■情報システムの所有、使用または管理 ■データ・プログラム等の電子情報の提供 に起因する他人の業務の阻害等のリスク

3 サイバー攻撃

事業者が所有、使用または管理する情報システムに 対する次の行為をいいます。

①不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年 法律第128号)第2条(定義)第4項に規定する行為 その他の不正な手段によりユーザー以外の者が行う アクセスまたはユーザーが行う権限外のアクセス

②DOS攻撃、D-DOS攻撃等情報システムに対する 休止または阻害行為

③マルウェアその他の不正なプログラムの送付、イ ンストールまたは実行

費用

損害

5

保険金額と月払保険料(加入申込票は最終ページにあります)

※A2、S2プランはご開業から1年以上経過している個人開業医さま、法人さまが対象です。

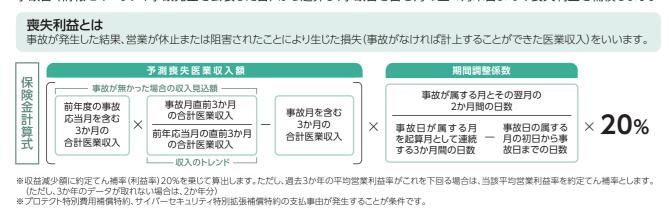
フルカバー! おすすめプラン

	基本之	プラン	充実プラン		
コース名	A1	A2*	S1	S2 *	
賠償責任 (自己負担額なし)	支払限度額 (1請求・保険期間中)	3億円	支払限度額 (1請求·保険期間中)	3億円	
費用補償	(1事故 1,000万円 / 年間次の費用にのみ支払限度額、	間中) 1,000万円 引で1,000万円まで補償) 縮小支払割合が設定されます 00 万円 (縮小支払割合90%)	支払限度額 (1請求・保険期間中) 2,000万円 (1事故 2,000万円 / 年間で2,000万円まで補償) 次の費用にのみ支払限度額、縮小支払割合が設定されます 被害拡大防止費用 2,000万円 (縮小支払割合90%) 再発防止費用 2,000万円 (縮小支払割合90%) サイバー攻撃調査費用 2,000万円 (縮小支払割合80%)		
喪失利益補償	補償なし	費用補償と合算して 支払限度額 1,000万円	補償なし	費用補償と合算して 支払限度額 2,000万円	
月払保険料	3,030円	4,040円	6,060円	7,600円	

※縮小支払割合が設定される費用については、損害額にそれぞれ記載の縮小支払割合を乗じた額がお支払いする保険金の額になります。

A2,S2プランには「喪失利益補償特約」がセットされています

事故日(情報セキュリティ事故発生を公表した日)から起算し、事故日を含む月の翌々月末日までの喪失利益を補償します。



7

こんな時にお役にたちます

基本 充 プラン プラ

- ◆標的型メールによるサイバー攻撃を受け、業務に使用していたサーバから大量の不正な送信ログを確認し、 情報が漏えいした可能性が発生。
- ◆従業員が患者情報をUSBメモリにコピー。診療所の外に持ち出し、名簿業者に販売していたことが発覚。
- ◆往診車内に患者情報が入ったPCを置き往診対応していたところ、車上あらしにあい、PCが盗難されてしまった。
- ◆社員の端末がマルウエアに感染し原因調査費用や再発防止費用が発生した。
- ◆公式ホームページがCMS(ウェブサイトの構築・管理等を行うソフトウエア)の脆弱性を原因として改ざんされ データ復旧等の費用が発生した。

充実 プラン

- ◆診療所内のネットワーク用サーバが何者かにサイバー攻撃を受け、さらにそのサーバは他医院のサイバー 攻撃の踏み台として利用されていた。他医院の業務を著しく阻害してしまったことにより損害賠償請求がな された。
- ◆従業員が取引先企業にメールを送信した際、マルウエアが混入していたため、取引先企業のネットワークを停止 させてしまい、取引先企業の業務を阻害してしまい損害賠償請求がなされた。
- ◆公式ホームページに何者かによりマルウエアが仕掛けられた。同ページを見た人のPCがマルウエアに感染し データが消失。データの消失等の損害につき、損害賠償請求がなされた。

お支払いする保険金の例

患者さまの医療情報を記録したデータが盗難にあい、患者情報2万件分が流出したことが判明。外部コンサルタントのアドバイスを受け入れ、被害者2万人に謝罪文と見舞金500円を支払った。

後日、被害者2,500人から損害賠償請求がなされ、和解金として5,000万円を支払った。

費用 160万円 謝罪文郵送費: 見舞金: 1,000万円 500万円 コンサルティング費用: 時間外勤務による人件費: 100万円 200万円 コンタクトセンター設置代: 1,960万円 5.000万円 損害賠償金: 実際にかかった費用 合計 6,960万円

充実プラン(S1プラン)なら

基本プラン(A1プラン)の場合

費用 1,960万円

8

費用 1,960万円

賠償 5,000万円 - 0円(自己負担額なし) = 5,000万円

合計 6,960万円 自己負担なし

補償内容に関するQ&A

紙情報が漏えいした場合も補償されますか?

補償されます。

コンピュータ等で管理される医療情報(電子情報)だけでなく、電子情報化されていないカルテ、 問診票、レントゲン写真、心電図等の漏えいに伴うリスクも補償します。

()情報漏えいの「おそれ」とは具体的にどのようなことでしょうか。

客観的な事実によってその蓋然性が高いと判断できる「鞄を紛失した」「PCが盗まれた」「サイバー 攻撃を受け、大量のデータが送られた通信ログがあった」などが「おそれ」の状態に該当します。

「充実プラン」のネット炎上・風評被害等の拡大防止のための費用 (被害拡大防止費用)とはどのようなものですか。

情報漏えい事故などの補償対象事故が発生したことで、ネット炎上が発生。ネット炎上対策業者を使い、SNS等で炎上していないかを監視したり、検索サイトで悪評が検索されないようにする等の対応の為にかかった費用などが該当します。

「充実プラン」の費用補償にある「コンピュータシステム等復旧費用」とは、 何を補償するものでしょうか。

サーバの復旧費用や、PC内にあったデータの復旧費用を補償します。 (携帯電話、ノートPC、ラップトップ型パソコンなどは対象外になります)

ランサムウェアに感染し身代金を支払った場合、 その身代金は補償されますか?

補償されません。

ランサムウエアに感染し「支払った身代金」に対しての保険金を支払うことは犯罪を助長することに 繋がり、保険化できないため補償できません。

損害賠償金の支払が発生しない場合でも、費用損害は補償対象になりますか?

補償対象になります。ただし、情報セキュリティ事故に該当すること(情報の漏えい、IT事故等)、事故の 状況によっては届出・公表・支払要件※を満たしていること等の要件があることに留意してください。

※届出公表•支払要件

「被保険者の文書による東京医師歯科医師協同組合への届出または報告等」など。 届出公表・支払要件の詳しい内容は、補償内容のご説明(本書P15~16)をご覧ください。

手続きや事故発生に関するQ&A

Q 既に加入していますが、毎年申込手続きが必要ですか?

加入プランの変更など、内容に変更がある場合は加入申込票をご提出ください。 加入プランならびに申込内容に変更がない場合、加入申込票の提出は不要です(自動継続)。 ※ご継続されない場合は東京医師歯科医師協同組合にご連絡ください。ご解約お手続きが必要となります。

Q 加入するより前に発生していた事故も補償されますか?

補償されます

ただし、ご加入時点に「保険契約者または被保険者が保険金の支払対象となる事由が発生したことを知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)」は補償されません。

複数の診療所を運営している場合、診療所ごとに加入する必要がありますか?

この制度は診療所を経営する経営者単位でご加入いただきます。 複数の診療所を運営していてもご加入は一つだけになります。

② 診療所経営以外に老人ホームを経営している場合、 この制度に加入できますか?

> 診療所の事業収入が、老人ホームの事業収入より大きければご加入いただけます。 ※診療所の事業収入よりその他の事業収入が大きい場合、この制度に加入できません。

個人経営の診療所を法人化する場合、どのような手続きが必要ですか?

個人名契約を解約し、法人名で新たにご契約いただたく必要がございます。 法人化されるご予定がある場合は、事前にご連絡ください。

Q 閉院する場合、どのような手続きが必要ですか?

この制度は診療所業務を遂行するにあたり発生した事故について補償しています。 当制度のリレープランとして、閉院後のカルテ保管業務のみを補償する「閉院後補償プラン」をご用 意しております。閉院のご予定がある場合には、事前にご連絡ください。

Q 事故が発生したらどうすればよいでしょうか。

東京医師歯科医師協同組合へご一報いただき、事故報告の受付を行わせていただきます。 その後、保険会社の専任事故チームにより事象に合わせた適切な対応を行わせていただきます。 (大規模な情報漏えい等でマスコミ会見等、緊急の処置を講ずる必要性のある場合は保険会社へ 直接ご連絡いただくことも可能です)

ご加入の流れ

加入対象

東京医師歯科医師協同組合の組合員の 法人または開業医に限ります。

※組合員資格を失った場合、当保険の加入資格も失います。

WEB申込の場合

下記リンクまたは二次元コードより 必要事項をご入力ください。

https://www.ishikyo.or.jp/cyber_web/



※WEB申込のご利用にはWEB会員ログインが必要です。

紙申込の場合

裏表紙の「加入申込票 兼告知書」に 必要事項をご記入ください。

> ご記入いただきました申込書を 医歯協までお送りください。

申込スケジュール

①初回申込締切日:8月23日 (水)(9月1日午後4時から補償開始)

②中途加入締切日:毎月25日(翌月1日午前0時から補償開始)

受領通知書 (付保証明書) の送付

ご到着を確認しましたら、医歯協から受領通知書(付保証明書)をお送りいたしますので必ずご確認ください。 ※保険期間満了まで大切に保管ください。

保険料は当組合にご登録の口座から口座振替いたします。

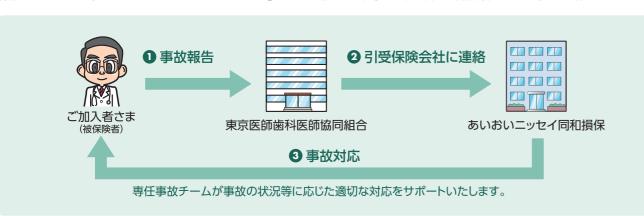
第一回保険料引落日は下記となります。

①9月1日補償開始:第一回引落日 9月29日 (金)

②中途加入の場合: 第一回引落日 補償開始月の月末(※金融機関休業日の場合は前営業日)

事故発生時のフロー

情報セキュリティ事故の発生、またはその「おそれ」がある場合は、東京医師歯科医師協同組合まで事故を報告してください。



11

|補償内容のご説明

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

包括職業賠償責任保険普通保険約款、サイバーセキュリティ特約、プロテクト費用補償特約、その他主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保 険金等)をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

1 基本契約 (包括職業賠償責任保険普通保険約款、サイバーセキュリティ特約) の補償内容

保険金をお支払いする主な場合

基本プラン

期間中に被保険者※2に対して、日本国内で損害賠償請求がなさ | より被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。 れたことにより被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払 | (1) 次のいずれかに該当する情報の漏えいまたはそのおそれ

次のいずれかに該当する情報の漏えいまたはそのおそれ

- ア. 記名被保険者が自らの業務遂行(注1)の過程においてまたは その目的として所有、使用または管理する他人の情報(注2)
- イ. 記名被保険者が自らの業務遂行 (注1) の過程においてまた はその目的として被保険者以外の者に管理を委託した他人 の情報 (注:
- 《1 保険証券の記名被保険者欄に記載された者をいいます。
- ※2 この保険の被保険者 (補償の対象となる方) は次のいずれか に該当する者をいいます。
 - ①記名被保険者
 - ②記名被保険者の役員

ただし、②に定めるものについては、記名被保険者の役員と して行うまたは行った行為に起因して損害を被る場合に限

- (注1)業務遂行には、記名被保険者が労働者派遣を業として行う 事業者である場合は、記名被保険者から他の事業者に派遣 された労働者による業務遂行を含みます。
- (注2) 所有、使用または管理する他人の情報には、所 は管理を行わなくなったものを含みます。
- (注3) 管理を委託した他人の情報には、管理を委託しなくなった ものを含みます。

充実プラン

記名被保険者※1が業務を遂行するにあたり発生した、他人の情 | 記名被保険者※1が業務を遂行するにあたり発生した、次のいずれかに該当する事由に起 報の漏えいまたはそのおそれに該当する事由に起因して、保険 因して、保険期間中に被保険者※2に対して、日本国内で損害賠償請求がなされたことに

- ア. 記名被保険者が自らの業務遂行(注1)の過程においてまたはその目的として所 有、使用または管理する他人の情報(
- イ. 記名被保険者が自らの業務遂行(注1)の過程においてまたはその目的として被 保険者以外の者に管理を委託した他人の情報(
- (2) 上記(1) を除き、記名被保険者が行うコンピュータシステム(注4) の所有、使用もし くは管理または電子<mark>情報の提</mark>供に起因する次のいずれかに該当する事由
- ア.他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害
- イ.他人の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊
- ウ.他人の人格権侵害または著作権侵害
- エ. その他不測かつ突発的な事由による他人の損失
- 1保険証券の記名被保険者欄に記載された者をいいます。
- <mark>※2</mark> この保険の被保険<mark>者 (補償</mark>の対象となる方) は次のい<mark>ずれかに</mark>該当する者をいいます。 ①記名被保险者
- ②記名被保険者の役員

ただし、②に定めるものについては、記名被保険者の役員として行うまたは行った行 為に起因して損害を被る場合に限ります。

- 注1) 業務遂行には、記名被保<mark>険者が労働者派遣を業と</mark>して行う事業者である場合は、記 名被保険者から他の事業者に派遣された労働者による業務遂行を含みます。
- (注2)所有、使用または管理する他人の情報には、所有、使用または管理を行わなくなった ものを含みます。
- 管理を委託した他人の情報には、管理を委託しなくなったものを含みます。
- 情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備な らびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続さ れたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子デー タや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。

お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額

【お支払いの対象となる損害の範囲】

①損害賠償金

法律上の損害賠償責任に基づく賠償金。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金(これに類似するものを含みます)の加重 された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。

被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟 (訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます) によって生じた費用 (記名被保険者または記名被保険者の役 員または使用人の報酬、賞与または給与等を除きます)で、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した費用

③権利保全行使費用 保険金をお支払いする事故が発生した場合に、他人に対する損害賠償の請求をする権利の保全および行使に必要な手続きをするために要した費用

サイバーセキュリティ特約の保険金を支払う場合の規定に定める事由により保険期間中に被保険者に対して日本国内の裁判所に訴訟が提起された場 合に、被保険者が現実に支出した次のいずれかに該当する費用(通常要する費用に限ります)であって、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決につ いて必要かつ有益であると引受保険会社が認めた費用

- ア.被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用
- イ.被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費
- ウ.訴訟に関する必要文書作成にかかる費用
- 工、被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故 後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。
- オ.意見書または鑑定書の作成にかかる費用
- カ.増設したコピー機の賃借費用

【お支払いする保険金の額】

1事故につきお支払いする保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となり、訴訟対応費用 については1事故・保険期間中1,000万円を限度(内枠)とします。

12



(注)保険期間中の支払限度額が設定されるため、保険金をお支払いした場合には、支払限度額が減額されます。

保険金をお支払いできない主な場合

(注)包括職業賠償責任保険普通保険約款およびサイバーセキュリティ特約における保険金をお支払いできない場合を記載しています。

(1)共通

【直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害。】

●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動(注1)、労働争議または騒擾

●地震、噴火、洪水または津波

●核物質の危険性 (注2) または放射能汚染 (注3)

●次のいずれかの事由

ア. 汚染物質 (注4) の排出、流出、いっ出、漏出またはこれらが発生するおそれがある状態

イ.汚染物質(注4)の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請

- ●被保険者が支出したと否とを問わず、被保険者が製造、製作または販売した財物 (注5) の回収、検査、修正、交換その他必要な措置のために要した全ての 費用
- (注1)暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2)核物質とは、核原料物質、特殊核物質または副生成物をいい、危険性には、放射性、毒性または爆発性を含みます。
- (注3) 放射能汚染は、形態を問いません。
- (注4) 汚染物質とは、固体状、液体状、気体状もしくは熱を帯びた有害な物質、または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。
- (注5)被保険者が製造、製作または販売した財物には、それが他の財物の一部となっている場合には、その財物全体を含みます。

【直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限りこの規定が適用されるものとします。】

●被保険者の犯罪行為(注1)

- ●被保険者の故意または重過失による法令違反
- ●被保険者が他人に損失を与えることを認識 (注2) しながら行った行為
- ●業務に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為
- ●業務に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為
- ●被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行
- ●被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと。
- ●被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったこと。
- ●被保険者が得たまたは請求した報酬
- (注1) 犯罪行為には、過失犯を含みません。
- (注2) 認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

【次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この規定は適用されます。】

- ●身体の障害 (注1) または精神的苦痛に対する損害賠償請求
- ●誹謗、中傷もしくは他人のプライバシーを侵害する行為による名誉毀(き)損もしくは人格権侵害または情報の漏えいに対する損害賠償請求
- ●財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難 (注2) に対する損害賠償請求
- ●特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求
- ●漁業権、営業権、鉱業権、その他の権利または無体物もしくはエネルギーの侵害に対する損害賠償請求
- ●他の被保険者からなされた損害賠償請求
- ●被保険者の下請負人または共同事業者からなされた損害賠償請求
- ●初年度契約の始期日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求
- ●この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた (注3)場合において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- ●この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- (注1) 身体の障害とは、傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
- (注2) 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難に起因する財物の使用不能損害を含みます。
- (注3) 知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

【次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限りこの規定が適用されるものとします。】

- ●被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い
- ●国または公共団体の公権力の行使(注)
- ●被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、ゲリラ活動等の侵害行為
- (注) 国または公共団体の公権力の行使には、法令等による規制または要請を含みます。

【次のいずれかの中に該当する事由または行為に起因する損害。なお次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この規定は適用されます。】

①被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された賠償責任

②違約金 (注1)

③採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為

④株主代表訴訟

⑤企業その他組織の信用毀(き)損、信頼の失墜、ブランドの劣化または風評被害

- ⑥業務の履行の追完または再履行のために要する費用(注2)
- ⑦業務の結果の回収、廃棄、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な処置のために要した費用
- (注1) 違約金は、被保険者が支出したと否とを問いません。
- (注2)費用には、追完または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含み、被保険者が支出したと否とを問いません。

保険金をお支払いできない主な場合(前ページからのつづき)

(2) 記名被保険者が行うコンピュータシステムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因する損害(固有)

【次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この規定は適用されます。】

- ●販売分析もしくは販売予測または財務分析の過誤
- ●履行不能または履行遅滞 (注1)。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
- ●被保険者が上記②に規定する履行不能または履行遅滞(注1)を避けることを目的として行った不完全履行(注2)
- ●業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
- ●人工衛星 (注3) の損壊または故障
- ●被保険者の業務に関する次のいずれかに該当する事由または行為
- ア.業務の対価(注4)の見積もりまたは返還
- イ.業務の対価の過大請求
- ウ.業務の販売もしくは提供の中止もしくは終了または内容の変更
- 工.業務の価格または内容の誤った記載、説明または宣伝
- ●商品、サービス、仕事等の誤発注。ただし、サイバー攻撃(注5)による場合を除きます。
- ●記名被保険者が金融機関(注6)に該当する場合において、次のいずれかに該当する事由または行為
- ア. コンピュータシステムにおける資金 (注7) の移動
- イ. 預貯金、株式、債券、金融商品、商品先物、為替等の取引
- ●暗号資産 (注8) の取引

■記名被保険者が次のいずれかに該当する場合において、電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給・中継の中断または阻害

- ア. 電気事業法 (昭和39年法律第170号) に定める電気事業者
- イ.ガス事業法 (昭和29年法律第51号) に定めるガス事業者
- ウ. 熱供給事業法 (昭和47年法律第88号) に定める熱供給事業者
- 工.水道法 (昭和32年法律第177号) に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法 (昭和33年法律第84号) に定める工業用水道事業者
- (注1)履行不能または履行遅滞には、類似のものを含みます。
- (注2)履行不能または履行遅滞(注1)を避けることを目的として行った不完全履行には、履行不能または履行遅滞を避けることを目的として不完全履行を行ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
- (注3)人工衛星に搭載された無線設備等の機器を含みます。
- (注4)業務の対価は、販売代金、手数料、報酬等名称を問いません。
- (注5) コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。
 - ①正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス
 - ②コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為
 - ③マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為
 - ④コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為
- (注6)金融機関には、次のいずれかに該当する者を含みます。
 - ①決済代行会社(割賦販売法(昭和36年法律第159号)に定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者をいいます。)
 - ②金融商品取引所 (暗号資産交換業を含みます。)
 - ③信用保証協会
- (注7) 資金には、電子マネー、その他これらに類似のものを含みます。
- (注8) 暗号資産とは、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に定める暗号資産をいいます。

【次のいずれかに該当する損害。ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供されるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報に起因する 損害を除きます。】

- ●記名被保険者が行う、他人が使用することを目的としたコンピュータシステム (注)の所有、使用または管理
- ●記名被保険者が他人のために開発、作成、構築または販売したコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報
- ●記名被保険者が製造または販売した商品、サービス等に含まれるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報
- (注) 他人が使用することを目的としたコンピュータシステムには、記名被保険者の業務のために販売代理店、加盟店、下請業者等が使用するものを含み、 記名被保険者の商品、サービス等をその顧客に販売または提供するものを含みません。

(3)基本プラン(固有)

【基本プランの場合にのみ、次に該当する損害賠償請求に起因する損害。なお、記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、以下の規定は適用されます。】

●日本国外においてなされた損害賠償請求、または日本国外で既になされた損害賠償請求に対する判決等の承認もしくは執行について日本国内でなされた損害賠償請求 など

☑基本プランにセットされるプロテクト特別費用補償特約(情報漏えい限定補償特約付)の補償内容

この特約は基本プランの場合にセットされます。特約の主な概要は次のとおりです。

保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者が業務を遂行するにあたり発生した、情報セキュリティ事故※1が発生した場合に、記名被保険者が措置※2を講じることによって被る損害 に対して、保険金をお支払いします。

※1 次のいずれかの事由をいいます

「11基本契約の補償内容」の【保険金をお支払いする主な場合】で保険金の支払対象となる事由

ただし、下記のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限ります。 ア. 公的機関 (注) に対する文書による届出または報告等 イ. 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準ずる媒体による会見、報道、発表、社告等

ウ.被害者、被害法人または被害を受けるおそれのある他人に対する詫び状または案内状の送付

エ. 公的機関 (注) からの通報

※2 情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者が講じるブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な処置であって事故解決期間※3内に日本国内において支出した措置をいいます。
 ※3 記名被保険者が情報セキュリティ事故の発生を知った日に始まり、引受保険会社がその発生の通知を書面により受領した日の翌日から起算して180

日が経過した日に終わる期間をいいます。

●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額

【お支払いの対象となる損害の範囲】

ン学はパルライカ 情報セキュリティ事故の直接の結果としてまたは情報セキュリティ事故の影響を防止もしくは軽減しようとする被保険者の努力に直接起因して、被保 険者が現実に負担する費用であって、次のいずれかに該当する費用。ただし、サイバーセキュリティ特約で支払われる費用を除きます。

ア. 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用 (文書の作成代および封筒代を含みます)

. 通信業務のコールセンター会社への委託費用

ウ.事故対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分

工.事故対応により生じる出張費および宿泊費

オ.被保険者以外の者に対して損害賠償請求を提起したことによる争訟費用

※費用には、個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じ<mark>た場合にお</mark>いて、被害者に<mark>対し、その</mark>被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または 被害者に対する通知書もしくは詫び状の作成に直接必要な費用を含みます。

②事故原因•被害範囲調查費用

情報セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査ま<mark>たは証拠</mark>保全をするための費用をいい<mark>ます。た</mark>だし、引受保険会社の承認を得て支出した費用に限ります。 ③広告宣伝活動費用

情報セキュリティ事故に起因して低下したブランドイメージの回復または失墜防止のための広告宣伝活動に要した費用をいいます。ただし、次のいず れかに該当するものに要した費用に限ります。

ア.情報セキュリティ事故に関する状況説明または謝罪のための社告、会見等

イ.情報セキュリティ事故の再発防止対策または危機管理改善を施した旨の宣伝または社告

④法律相談費用

情報セキュリティ事故への対応に関して行う法律相談<mark>の対価とし</mark>て、法律事務所ま<mark>たは弁護</mark>士に対して支払う費用をいい、個人情報の漏えいまたはそ のおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、法律上の損害賠償を請求するこ とまたは請求されたことに起因する費用を除きます。

⑤コンサルティング費用

情報セキュリティ事故に関して被害者および被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、 個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、引受保険会社の承認を得て支出した費用に限ります。

⑥見舞金·見舞品購入費用

情報セキュリティ事故の被害を直接に受けた者に対する謝罪のための見舞金にかかる費用または見舞品(記名被保険者のみで使用可能な商品券、サービ ス券、割引券、チケット、回数券等は含みません)の購入等にかかる費用をいい、見舞金の額および見舞品の相当額 (見舞品が保険契約者または記名被保 険者が製造または販売する製品、商品、サービス等である場合には、その製造・仕入原価相当額とします)は被害者1名あたり次の額(見舞品が保険契約 者または被保険者が製造または販売する製品、商品、サービス等である場合には、その製造・仕入原価相当額と次の額のいずれか低い額とします)を限度 とします。ただし、引受保険会社の承認を得て支出した費用に限ります。

ア.被害者が法人の場合

1法人につき50,000円

イ.被害者が個人の場合 1名につき1,000円

⑦再発防止費用

情報セキュリティ事故の再発防止のために負担した必要かつ有益な費用をいい、情報セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証 取得にかかる費用を含み、コンサルティング費用は含みません。ただし、引受保険会社の承認を得て支出した費用に限ります。

【お支払いする保険金の額】

1事故につきお支払いする保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。

①事故対応費用 ④法律相談費用 ②事故原因・被害範囲調査費用 ⑤コンサルティング費用 ⑥見舞金・見舞品購入費用 ③社告宣伝活動費用 ⑦再発防止費用

補償項目ごとの 縮小支払割合

(注)保険期間中の支払限度額が設定されるため、保険金をお支払いした場合には、支払限度額が減額されます。

保険金をお支払いできない主な場合

「11基本契約の補償内容」の【保険金をお支払いできない主な場合】以外)

【次のいずれかに該当する費用】

■この保険契約およびこの保険契約と重複する他の保険契約の保険料

● 金利等資金調達に関する費用

●記名被保険者の役員および使用人等の報酬または給与(通常要する額を超える部分は除きます)

●記名被保険者が講じる措置に関して、被保険者と被保険者以外の者との間に特別な約定がある場合において、その約定によって通常の措置にかかる費 用を超えて要する費用

●正当な理由がなく、通常の措置に要する費用を超えて要した費用

●法律上の損害賠償を請求されたことに関する業務を弁護士に委任したことにより生じる費用(弁護士報酬、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要した費 田を含みます)

●被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

●サイバー攻撃が金銭等(電子マネー、暗号資産(資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に定める暗号資産をいいます。)、その他これらに類 似のものを含みます)の要求を伴う場合において、その金銭等

●被保険者に生じた喪失利益

●税金、罰金、科料、過料、課徴金または制裁金

国充実プランにセットされるサイバーセキュリティ特別拡張補償特約の補償内容

この特約は充実プランの場合にセットされます。特約の主な概要は次のとおりです。

賠償損害拡張補償条項

保険金をお支払いする主な場合

(1)サイバー攻撃に起因する対人・対物事故補償

「基本契約の補償内容」の【保険金をお支払いする主な場合】<mark>の事故のほか、この</mark>特約により、次のいずれかに該当する事由に起因して、保険期間中 に被保険者に対して、損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。

①サイバー攻撃に起因する他人の身体の障害(傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます)

②サイバー攻撃に起因する他人の財物 (財産的価値を有す<mark>る有</mark>体物) の滅失、損傷、<mark>汚損、</mark>紛失または盗難

(2)日本国外での損害賠償請求補償

この特約により、被保険者に対して、日本国内のほか、日本国外で損害賠償請求がなされたことによる損害に対しても保険金をお支払いします。

【お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額】

「11基本契約の補償内容」の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ。ただし、訴訟<mark>対応</mark>費用については日本国内のほか、日本国外の裁判所に提起された被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟、調停等の対応に要した費用についても、保険金をお支払いします。

【お支払いする保険金の額】

「】基本契約の補償内容」の【お支払いする保険金の額】に同じ

保険金をお支払いできない主な場合

(「■基本契約の補償内容」の【保険金をお支払いできない主な場合】以外)

(1)サイバー攻撃に起因する対人・対物事故補償(固有)

【次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認めら れる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この規定は適用されます。】 ●被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害

●液体、気体(注1)もしくは固体の排出、流出またはいっ出

●直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかの事由

①石綿(アスペスト)、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵(以下「石綿等」といいます。)の人体への摂取もしくは吸引

②石綿等への曝露による疾病 ③石綿等の飛散または拡散

●次のいずれかの所有、使用または管理 1)航空機

②パラグライダー、ハンググライダー、パラヤーリング、熱気球

③自動車。ただし、次のいずれかに該当する自動車を除きます。

③自動車。ただし、次のいすれかに該当する自動車を除きます。
(ア)販売等を目的として展示されている自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。
(イ)出張して行う自動車の修理または整備を目的として一時的に管理している自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。
④施設外における船舶または車両(注2)。ただし、出張して行う船舶または車両の修理または整備を目的として一時的に管理している場合を除きます。
この場合であっても、走行・航行している間は船舶または車両とみなします。
●被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為
①身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整
形を始めている。とをきなれていない行為。ただし、法会により医師または歯科医師といるの個人が行うことをきなれていない行為。ただし、法会により医師または歯科医

形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医 師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。

②医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の個人が行うことを許されてい る場合を除きます。

③はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行う ことを許されていない行為を含みます。

④上記①から③までに規定する行為のほか、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設 計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為

テロ行為等

気体には、煙、蒸気、じんあい等を含みます。

(注2) 船舶または車両には、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含みません。

など

プロテクト特別費用補償条項

保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者が業務を遂行するにあたり発生した、情報セキュリティ事故※1が発生したことを保険期間中に知った場合(情報セキュリティ事故の発生 が確認できない場合であっても、情報セキュリティ事故を理由とする損害賠償請求が保険期間中になされたもしくはそのおそれがある場合を含みます) において、被保険者が措置※2を講じることによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※1次のいずれかの事由をいいます。

。 ○「■基本契約の補償内容」の【保険金をお支払いする主な場合】の (1) で保険金の支払対象となる事由 ○「■基本契約の補償内容」の【保険金をお支払いする主な場<mark>合】の (2) および賠償</mark>損害拡張補償条項の (1) で保険金の支払対象となる事由

③上記②を引き起こすおそれのあるサイバー攻撃

④上記①から③までを除き、サイバー攻撃またはそのおそれ

ただし、上記①または③の場合においては、下記のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限ります。

ア.公的機関に対する文書による届出または報告等

イ、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたは<mark>ごれら</mark>に準ずる媒体による会<mark>見、報道</mark>、発表、社告等

ウ.被害者、被害法人または被害を受けるおそれのある他人に対する詫び状または案内状の送付

エ.公的機関(注)からの通報

など

オ.被保険者の文書による東京医師歯科医師協同組合への届出または報告等

また、上記④の場合においては、下記のいずれかによって<mark>事故の</mark>発生が客観的に明らかになった場合に限ります。

ア.公的機関(注)からの通報

イ.記名被保険者が所有、使用または管理する情報システムの<mark>セキュリティの運用管</mark>理を委託している会社等からの通報または報告

※2 情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者が講じるブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な処置であって、事 故解決期間※3内に実際に講じられた処置をいいます。

※3 記名被保険者が情報セキュリティ事故の発生を知った日に始まり、引受保険会社がその発生の通知を書面により受領した日の翌日から起算して1年 が経過した日に終わる期間をいいます。

(注)公的機関には、不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。

サイバーセキュリティ保険 重要事項のご説明 包括職業賠償責任保険 重要事項のご説明

保険金をお支払いする主な場合(前ページからのつづき)

●お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額

【お支払いの対象となる損害の範囲】

(1)情報セキュリティ事故のうち①から④までの事由が発生した場合

①事故対応費田

②事故原因•被害範囲調查費用

③広告宣伝活動費用

④法律相談費用

⑤コンサルティング費用

⑥見舞金・見舞品購入費用

上記のから⑥までは「2基本プランにセットされるプロテクト特別費用補償特約の補償内容」の【お支払いの対象となる損害の範囲】の①から⑥ま でに同じ

⑦クレジット情報モニタリング費用

情報が漏えいまたはそのおそれがある被害者のクレジット情報その他の信用に関する情報について、その不正使用を監視するために負担するモニ タリング費用をいいます。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。

⑧公的調査対応費用

情報セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要する次のいず れかに該当する費用をいいます。

ア、公的調査への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用

イ.電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成代および封筒代を含みます)

ウ.公的調査への対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分

工.公的調査への対応により生じる出張費および宿泊費

オ、公的調査への対応のため、被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する 費用に限ります。

⑨コンピュータシステム等復旧費用

情報セキュリティ事故によって、コンピュータシステム<mark>の損傷 (機能停止等の使用不能</mark>を含みます)または電子情報の消失、改ざんもしくは損壊 (暗 号化等の使用不能を含みます) が発生した場合に要する次のいずれかに該当する費用をいいます。ただし、記名被保険者が所有または使用するコン ピュータシステムまたは電子情報に関する費用であって、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。

- ア.コンピュータシステムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器(サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器には、携 帯電話、PHS等の移動体通信端末機器およびラップトップ型のパソコン、ノート型のパソコン、電子手帳等の携帯式電子事務機器ならびにこれ らの付属品を除きます)ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる復旧費用または再稼働するための点検・調整 費用もしくは試運転費用
- イ.損傷したコンピュータシステムの代替として<mark>一時的</mark>に使用する代替物の賃借費用(敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金およ び復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます)ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用(付随する土地の賃借費用を含み ます) および撤去費用
- ウ.消失、改ざんもしくは損壊した電子情報の修復、再製作または再取得費用

⑩被害拡大防止費用

情報セキュリティ事故の被害拡大を防止するために負担した次のいずれかに該当する費用をいいます。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を 得て負担する費用に限ります。

ア.ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要かつ有益な費用

イ.情報セキュリティ事故に関する記名被保険者の風評被害 (インターネットによるものに限ります) の拡大防止に必要かつ有益な費用

①再発防止費用

情報セキュリティ事故の再発防止のために負担する必要かつ有益な費用をいい、情報セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認 証取得にかかる費用を含み、コンサルティング費用およびコンピュータシステム等復旧費用は含みません。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認 を得て負担する費用に限ります。

(2)情報セキュリティ事故のうち⑤の事由が発生した場合

⑩サイバー攻撃調査費用

サイバー攻撃の有無を判断することを目的とした、外部機関(記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運 用管理を委託している者を除きます)による調査にかかる費用をいい、ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要かつ有益な費用を 含みます。

【お支払いする保険金の額】

1事故につきお支払いする保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となり、⑨、⑩および ⑪、⑫はそれぞれ1事故・保険期間中1,000万円を限度(内枠)とします。

保 金 🖯 ①事故対応費用

⑦クレジット情報モニタリング費用

②事故原因•被害範囲調査費用 ⑧公的調査対応費用

③社告宣伝活動費用 ⑨情報システム等復旧費用

4)法律相談費用 ⑩被害拡大防止費用

⑤コンサルティング費用 ⑪再発防止費用 ⑥見舞金・見舞品購入費用

補償項目ごとの \times 縮小支払割合

(注)保険期間中の支払限度額が設定されるため、保険金をお支払いした場合には、支払限度額が減額されます。

保険金をお支払いできない主な場合

(賠償損害拡張補償条項の【保険金をお支払いできない主な場合】以外)

「②基本プランにセットされるプロテクト特別費用補償特約の補償内容」の【保険金をお支払いできない主な場合】に同じ

⑫サイバー攻撃調査費用

複数のご契約があるお客さまへ(補償が重複する可能性のある特約のご注意)

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場 合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない 場合があります。補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。※

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますの でご注意ください。

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

- ■この書面は、包括職業賠償責任保険に関する重要な事項を説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、加入申込票 質問事項にご回答のうえ、記載 内容に誤りがないことを確認し、お申込みくださいますようお願いします。
- ■お申込みいただく際には、保険申込書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
- ■この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款および特約(以下「普通保険約款・特約」 といいます) に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- ■保険契約者と被保険者が異なる場合(被保険者が複数にわたる団体契約を含みます)は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますよ うお願いします。

契約概要

保険商品の内容を ご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、 特にご注意いただきたい事項

この書面における主な用語について説明します。

被保険者 補償の対象となる方をいいます。

保険期間 保険のご契約期間をいいます。

被保険者が損害を被る場合に、引受保険会社がお支払いする保険金の上限額をいい、保険証券に記載された金額をいいます。損害賠償金だ けではなく、争訟費用を含めたすべての保険金の合計額に対してこの限度額が適用されます。

免責金額 保険金としてお支払いする一連の損害賠償請求ごとの損害から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

I 契約締結前におけるご確認事項

包括職業賠償責任保険普通保険約款

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

各種特約

※サイバーセキュリティ保険は、サイバーセキュリティ特約がセットされた包括職業賠償責任保険です。

(2) 補償内容

①被保险老

記名被保険者(保険申込書の記名被保険者欄に記載された方)のみが被保険者となります。ただし、適用される普通保険約款・特約によりその 他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

②保険金をお支払いする主な場合

パンフレットの「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」の「保険金をお支払いする主な場合」をご覧ください。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款・特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

③保険金をお支払いできない主な場合

パンフレットの「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」の「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。 なお、パンフレットには主なものを記載しておりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

④お支払いする保険金

パンフレットの「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」の「お支払いの対象となる損害の範囲、お支払いする保険金の額」を ご覧ください。ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約を ご確認ください。

(3) 複数のご契約があるお客さまへ(補償が重複する可能性のある特約のご注意)

(注)保険契約者が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

注意喚起情報

契約概要

契約概要

契約概要 注意喚起情報

他の保険契約等 (異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます) により、既に被保険者について同種の補償 がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、<u>いずれか一方の保険契約からは保険金が支払わ</u> れない場合があります。補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。※

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがあ <u>りますのでご注意ください。</u>

(4) 支払限度額等

お客さまが実際にご契約いただく支払限度額、免責金額につきましては、保険申込書の「支払限度額」、「免責金額」欄にてご確認ください。詳細は 取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

(5) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要 注意喚起情報

保険期間 (保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます) は1年間です。 ①保険期間:

②補償の開始時期: 始期日の午後4時に開始します。 ③補償の終了時期: 満期日の午後4時に終了します。

2 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

契約概要 注意喚起情報

契約概要 保険料(注)は、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。お客さまが実際 にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

パンフレットに記載の保険料払込方法の通りとなります。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要となります。引受保険会社にて 初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

3 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

17

Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項)

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者になる方には、保険申込書(注)の記載事項について、ご契約時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があ ります。
 - (注) ご契約時に引受保険会社にご提出していただく書類で、ご契約に必要な内容を記載した付属書類を含みます。
- (2) ご記入いただいた保険申込書の記載事項のうち、次に記載する危険に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者の故意や重大な過 失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払 いできないことがあります(②のみに該当した場合は、保険金のお支払いへの影響はありませんが、ご契約が解除されることがあります)。ご契約 に際して、今一度お確かめください。

危険に関する重要な事項

①保険申込書の※印がついている項目(下記②を除く)に記載された内容 ②このご契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無

2 クーリングオフ(ご契約の申込みの撤回等について)

注意喚起情報

この保険は、ご契約申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申し込みください。

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

🚺 📶 通知義務等 (契約締結後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者は、次に記載する通知事項が発生する場合、あらかじめ (通知事項の発生が保険契約者または被保険者の責任によらな い場合は遅滞なく) 取扱代理店または引受保険会社まで連絡する義務 (通知義務) があります。ご連絡がない場合は、保険期間の中途であっても ご契約を解除することや保険金をお支払いできないこと(注)がありますので、ご注意ください。
- (注) ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限ります。

通知事項

- ①保険申込書の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ②上記のほか、特約において取扱代理店または引受保険会社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合
- (2) その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
 - ①事業を廃止または譲渡した場合
 - ②保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
 - ③上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

2 解約と解約返れい金

契約概要注意喚起情報

ご契約を解約する場合には、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。解約の条件によっては、引受保険会社の定める規定により 保険料を返還、または未払込保険料等をご請求することがあります。

また返還される保険料があっても多くの場合は、払い込んでいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約は継続すること をご検討ください。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

🖪 無効、失効、取消について

注意喚起情報

- 下記の事由に該当した場合について、既に払い込んだ保険料の取扱いは以下のとおりです。
- ①保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は 無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。
- ②この保険契約が失効した場合、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合 わせください。
- ③保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。既に払い込んだ 保険料は返還できません。

4 調査について

保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由なく拒んだ場合は、ご契約を解除することがあります。

その他ご留意いただきたいこと

1 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。 この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合 (以下、「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は 80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。ま た、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分に ついては、上記補償の対象となります。

19

2 個人情報の取扱い

注音過起情報

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADイ ンシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査 および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

1)引受保険会社およびグループ会社の商品・ 損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス サービス等の例 ②提携先等の商品・サービスのご案内の例 自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報 (要配慮個人情報を含む)の利用目 的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の 達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあ るものを含む) に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本 損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険 引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、 引受保険会社ホームページ (https://www.aioinissaydowa.co.jp/) をご覧ください。

[3] 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支 払いできません(下記②の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合および損害賠償金に対する保 険金を除きます)。

- ①保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合
- ②保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合
- ④上記のほか、①~③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと

4 継続契約について

- (1) 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、継 続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- (2) 引受保険会社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款 特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、またはご契約を継続できないこ とがあります。あらかじめご了承ください。

🛭 🗗 事故が起こった場合のご注意

(1) 事故の発生

- ①事故が起こった場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被っ た損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ②このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- ③この保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との 示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず事前に引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保 険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いて お支払いする場合があります。

(2) 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払 いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(3) 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて 下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(1)引受保険会社所定の保険金請求書(個人情報の取扱いに関する同意を含みます)

(2) 引受保険会社所定の損害 (事故) 状況報告書

引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 (注)

(注) 損害賠償が請求されたまたは損害賠償の請求がなされるおそれを最初に知ったときの状況・日時・場所、申し立てられている行為、損害 または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。

書類	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像デ 修理業者からの報告書、損害明細書、保険金をお支払いできない事由の該当性を確認する書類	ータ・
の例		など

(3)保険金請求権をもつことの確認資料

書類 の例	委任状、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本、法人登記簿謄本、戸籍謄本
の例	女仁伙、中央证明旨、其作证明旨、何未立心海信本、四八豆心海信本、广相信本

など

など

(4)	損害賠償の額	および損害賠償請求権者を確認する書類				
	①損害額および損害賠償請求権者を確認する書類					
	書類 の例					
	②損害賠償請 確認する書	情求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承認 課類	きを			
	書類 の例	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償金の支払いを証する書類	ぶど			
	③共同不法行	行為の場合の第三者等に対する権利の移転を確認する 書 類				
	書類 の例	権利移転証 (兼) 念書	ぶど			
(5)	被保険者が負	担した費用の額を示す書類				
	書類 の例	 支出された訴訟対応等の費用が確認できる書類・明細書	まど			
(6)	その他必要に	応じて引受保険会社が求める書類				
	①引受保険会	社が損害または事故の調査を行うために必要な書類				
	書類 の例	調査同意書(引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書) た	ي لا			
	②他から支払	Aわれる損害賠償金·保険金·給付金等の額を確認する書類				
	書類 の例	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書	الح تح			
	③保険金の請	家を第三者に委任したことを確認する書類				
	書類 の例	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書、法人代表者資格証明書	32			

(4) 保険金のお支払時期

引受保険会社はお客さまより保険金請求書類をご提出していただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要と なる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定 める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

保険金の請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金の請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約をご確 認ください。

(6) 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を 受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

- ●このパンフレットは「サイバーセキュリティ特約セット包括職業賠償責任保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険 会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- 「医師協サイバーセキュリティ保険」は「サイバーセキュリティ特約セット包括職業賠償責任保険」のペットネームです。
- ●この保険は東京医師歯科医師協同組合を保険契約者とし、同組合の組合員を加入者とするサイバーセキュリティ特約セット包括職業賠償責任保険の団体 契約です。保険証券、普通保険約款、特別約款、特約集は保険契約者(東京医師歯科医師協同組合)に交付されます。

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター

0120-985-024

※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。 ※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関

注意喚起情報

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機 関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険 協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会そんぽADRセンター

ナビダイヤル (全国共通・通話料有料)

- ●受付時間[平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ●電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
- ●携帯電話からも利用できます。
- ●電話リレーサービス、IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ●おかけ間違いにご注意ください。
- ●詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

【お問合わせ先】

取扱代理店 東京医師歯科医師協同組合 損保事業部

住所: 〒101-0029 東京都千代田区神田相生町1番地 秋葉原センタープレイスビル16階 TEL: 03-3256-3317(平日9:00~17:00)

引受保険会社 **あいおいニッセイ同和損害保険株式会社**

広域法人開発部 営業課 住所: 〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19

TEL: 050-3460-8162(平日9:00~17:00)

(2023年7月承認) A23-101174

あいおいニッセイ同和損保

サイバーセキュリティ 緊急サポートのご案内

サイバー攻撃などのトラブル発生時に お客さまをしっかりサポート!



マルウェア感染などの サイバー攻撃を受け、 事業活動がストップ



あいおいニッセイ同和損保 サイバーセキュリティ 緊急サポートへお電話





リモートサポートにより、 いつでも復旧対応

24時間365日対応

よくあるトラブル例

ウイルスに感染し パソコンの動作が 不安定になった!

添付ファイルを 開いたら 身代金を要求された!

デスクトップに 身に覚えのない 請求画面が表示される



サイバーセキュリティ緊急サポートは サイバーセキュリティ保険にご加入のお客さま限定サービスです。



※専用窓口の電話番号は、お送りする付保証明書をご確認ください。

- 1.本サービスは、サイバーセキュリティ保険にご加入のお客さま(保険契約者または記名被保険者)のみご利用いただけるサービスです。
- 2.利用に際して特段の申し込み手続き等は不要で、利用回数に制限はなく、また利用料もかかりません。ただし、ネットワーク接続時のデータ通信費 はお客さまのご負担となります。
- 3.本サービスは、提携会社(日本PCサービス株式会社)によりご提供するサービスです。
- 4.本サービスは、サイバートラブル(マルウェア感染やネットワーク接続不具合などの情報システムに関するトラブル)に関する初期の支援を目的に、 電話による初期アドバイス、リモートサポートによるウィルス駆除やセキュリティ診断等をご提供するサービスです。
- 5.本サービスは、アドバイスや簡易的な処置をご提供するものであり、サイバートラブルを根本的に解決することをお約束するものではありません。 6.リモートサポートは、お客さまのネットワーク環境に接続することに同意いただいた場合に限りご提供します。お客さまの指示・同意に基づいて、 遠隔操作にてお客さまのネットワーク環境上のマルウェアその他の不正なプログラムを駆除する場合があります。
- 7.本サービスの結果に起因して発生した事象について、あいおいニッセイ同和損保および提携会社は一切責任を負いません。
- 8.サービス内容を予告なく変更・中止する場合があります。

PC: https://www.ishikyo.or.jp/cyber_web/



※WEB申込のご利用には WEB会員ログインが 必要です。

お申込は こちら

医歯協サイバーセキュリティ保険 加入申込票 兼 告知書

保険契約についての重要な事項に関する説明書類を受け取り、加入内容が意向に沿ったものであることを確認するとともに、これまでに情報セキュリティ事故が現実に発生したこと、もしくは発生の恐れが生じたことがないことを確認し、医歯協サイバーセキュリティ保険【支払限度額3億円コース(サイバーセキュリティ特約セット包括職業賠償責任保険)】の加入を申し込みます。

1 新規加入(東京医師歯科医師協同組合の組合員の法人または開業医に限ります)

保険期間: 2023年9月1日午後4時から1年間 中途加入は申込日の翌月1日午前0時から2024年9月1日午後4時まで

2 変更

※ご継続されない場合は東京医師歯科医師協同組合へご連絡ください。

申 込 日	西暦		年	月	В		
加入者名	フリガナ 個人の場合はフルネームでご署名ください。 法人の場合は法人名、肩書、代表者名を記入し、法人印をご捺印ください。				印		
所 在 地	(〒 一) 電話() —						
医療施設名	フリガナ では、 を関われている場合は、任意の一か所をご記入ください。						
	▼ご加入を希望するプランに○印をお付けください。 ※A2、S2プランはご開業から1年以上経過している個人開業医さま、法人さまが対象です。						
加入プランと月払保険料		基本プラン			充実プラン		
		A1	A	2	S1	S2	
	3,030円 4,040円		6,060円	7,600円			
※告知事項		▼有の場合	、下記にご言	己入ください	١		
他の同種の 保険契約・共済契約等 記入欄	会社名				保険種類		

※印の項目については、ご加入時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。ご加入に際して、今一度お確かめください。